守ろうルール！

ごみの資源化・減量化にご協力を

ペットボトルのキャップは取り外してから出しましょう

ペットボトルはキャップが付いたままでは質のよい再生原料にならないため、ごみ処理場でキャップを一つ一つ手作業で取り外しています。飲み終わったペットボトルを捨てるときには、キャップを取り外すようにしましょう。皆さんのちょっとした気配りが、効率のよいごみ処理に役立ちます。なお、ペットボトルのキャップはプラスチック製容器包装類に分別してください。（缶・ビンのキャップはペットボトルと同様に取り外し、不燃ごみとして出してください）

プラスチック製容器包装って何？

プラスチック製容器包装類とは、食品トレーやお菓子などの袋、レジ袋など商品を入れたり、包んだりしてある袋などのことです。プラスチック製のバケツや洗面器などは、容器包装類ではないので、不燃ごみに分別してください。

資源ごみを持っていかないで！

ごみステーションに出された資源ごみの内、新聞や雑誌など古紙類を収集前に持ち去るいわゆる「抜き取り」に関する情報が多く寄せられています。

ごみステーションに出された資源ごみの所有権は市に属しています。市では、「抜き取り」行為を行わないよう、行為者に対して指導しています。

「抜き取り」行為を発見したら…

時間、場所、車のナンバーを環境課（☎62-5328）へご連絡ください。

＜ごみの分け方　品目別一覧表＞

品目ごとにごみの分別を一覧表にした「ごみの分け方　品目別一覧表」を配布しています。ご希望の方は、環境課、各支所住民室にお越しください。また、市のホームページにも掲載しています。

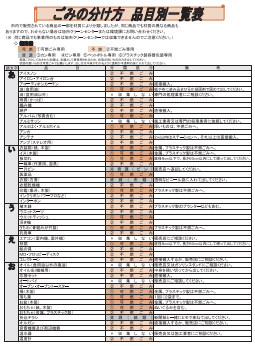
ごみの分け方　品目別一覧表

＜問い合わせ先＞

環境課指導班　（☎62-5328）

旭市クリーンセンター 年末のごみの搬入はお早めに

毎年、12月はクリーンセンターへのごみの搬入が多くなる時期です。特に年末の12月下旬には大変な混雑が予想されます。混雑を避けていただくため、クリーンセンターへ直接ごみを搬入する場合は、大掃除などを早めに済ませ、余裕をもって出しましょう。

●搬入日時

月～土曜日　午前８時30分～正午、午後１時～４時

●手数料

可燃ごみ・不燃ごみ（１回当たり）

100kg未満　10kgごとに100円

100kg以上　10kgごとに150円

資源ごみ

10kgごとに100円

※リサイクルの紙類・衣類と指定袋に入っているごみは、料金がかかりません。

＜問い合わせ先＞

環境課（☎62-5328）

クリーンセンター（☎62-0955）

野焼きはやめましょう！

小型焼却炉やドラム缶などでごみの焼却をしている家庭が見受けられます。野焼きは煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンが発生するため、原則として禁止されています。一般家庭のごみは、市のごみ収集に出しましょう。

環境汚染のない安心して暮らせる旭市を皆さんの力でつくりましょう。

※市では、不用になった小型焼却炉やドラム缶などを無料で回収しますので、環境課（☎62-5328）へご連絡ください。

〔依頼する際の注意事項〕

・焼却炉等の重さは、人の手で運べる程度までです。

・焼却炉に焼却灰が残らないように清掃してください。